

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第8回補助金等審査分科会
開 催 日 時	平成26年5月12日(月) 午前10時から午前10時39分
開 催 場 所	瑞穂町民会館第1会議室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：平山委員(分科会長)、伊藤委員、村山委員 欠席者：栗原委員、湊委員 (部長職) 出席者：田辺企画部長、栗原住民部長、村野福祉部長、田中都市整備部長、坂内教育部長 (説明員) 26審査-1：古川地域課長 26報告-1：笹井産業課長、石塚農政係長 (事務局) 村山企画課長、高橋企画係長、企画係鈴木
配 布 資 料	資料1、資料2、資料3
議 題	議題1 補助金等審査 26審査-1 瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金 26報告-1 被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金
傍 聴 者	なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。)	1 開会 平山分科会長から会議公開及び参与職員についての説明が行われ、会議が進められた。 2 議題 議題1「補助金等審査」 (村山企画課長) 審査に入る前に、事務局より資料の確認が行われた。 26審査-1 瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金について ○審査案件についての説明要旨 ※説明員(古川地域課長)から資料2「補助金等の創設に係る審査書(瑞穂町大雪に関するカーポート等再建補助金)」に基づき、事業概要の説明が行われた。 ○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答 (伊藤委員) 交付請求時の必要書類として、届出証明書、工事費用の領収書及び明細

書とあるが、完成後（再建後）の写真等は不要なのか。

（古川地域課長）

原則不要であり、届出証明書、工事費用の領収書及び明細書があれば申請を受け付けるが、審査段階で必要と認められる場合は、添付を依頼したいと考えている。

（伊藤委員）

現地調査等は、実施しないのか。

（古川地域課長）

現時点では、実施する予定はない。

要綱についても、現在法制担当と協議を行っている状況である。協議の中で必要となれば、写真の添付や現地調査等について、検討していきたいと考えている。

（伊藤委員）

補助金は、町の貴重な財源から支出されるものである。申請方法等を適切に行っていく必要があると考える。

（村山委員）

民間の保険会社へ請求をする際、被害状況の写真を添付するが、当補助金については、工事終了後の申請ということか。

（古川地域課長）

再建したということが必要となるため、工事終了後の申請となる。

（村山委員）

保険会社の保険が適用された場合、ほぼ全額の補償となると考える。保険を請求した場合は、当補助金の対象外となるのか。

（古川地域課長）

保険会社の保険が適用され、全額支給された場合は補助対象外となる。

（村山委員）

保険請求等をせず、すでに自ら再建を行っており、再建後の写真を撮っていない場合はどのようになるのか。

（古川地域課長）

現場確認や航空写真等で、できる限り確認を行い、町民の経済的負担の軽減につながるよう実施していきたいと考えている。

（平山委員）

町独自の補助金なのか。

（古川地域課長）

群馬県の市町村で、同様の補助金があることは把握しているが、基本は町独自のものである。

（平山委員）

どのような経緯で、当補助金を創設することとなったのか。

（古川地域課長）

町では、当補助金と同様に積雪による被害（ビニールハウス等）に対す

る補助金の創設を考えているが、そちらの補助金は、農業者向けのものである。

一般住民向けの補助金として、当補助金の創設を考えた。

(平山委員)

被害状況や再建後の写真撮影も必要となるため、早い時期に補助金の創設を検討する必要があると考える。当補助金は、継続して行うものか。

(古川地域課長)

現状では、まだ決定していない。

(伊藤委員)

積雪による被害は、ある程度予防することができると思う。

カーポート等に簡易的な支柱を立てるなど、簡単な例を示し、積雪による被害の予防策として、住民へ周知することも必要と考える。

○各委員からの賛否等の意見聴取

(伊藤委員)

賛成である。今回の積雪により被害を被った町民も多くいると考える。

(村山委員)

カーポート等再建の経済的負担の軽減につながることから、賛成である。

(平山委員)

賛成である。町独自の施策であり、良いものと思う。

※賛成が3人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

10時23分

26報告-1

被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金

○報告案件についての説明要旨

※説明員から資料3「補助金等の創設に係る審査書（被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金）」に基づき、事業概要の説明が行われた。

(笹井産業課長)

東京都が実施要綱を制定した後に、町の実施要綱を制定する。

撤去に要する費用は、地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2を補助するととなっている。このことから、地方公共団体分は、東京都と町で負担することとなる。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(伊藤委員)

町の被害総額はどの程度か。

(笹井産業課長)

すべて補助対象となるものではないが、ビニールハウス81棟、ガラスハウス18棟の被害がでている。

補正予算として上程予定のものは、歳入が約2,210万円、歳出が2,890万円である。歳入歳出の差引額、約680万円が町からの支出となる。

(伊藤委員)

交付申請等の手続きは、どのように行うのか。

(笹井産業課長)

被害状況調査は、農業協同組合及び町で行っている。申請書等の書類の処理についても同様に、農業協同組合及び町で行うこととなる。

(伊藤委員)

被害にあったビニールハウス等よりも、今後の被害を少なくするために強度があるものに再建する場合、その費用はどのようになるのか。

(笹井産業課長)

再建前のものより、強度の高いものを建てる場合は、再建前と同等のものとの基準的な再建額と、強度を増して再建したものの差額分が自費となる。

(村山委員)

ビニールハウスであったものを、ガラスハウスへ再建する場合は、補助対象となるのか。

(笹井産業課長)

再建するもの(用途)が違ってくると、補助対象外となる。

3 その他

なし

閉会 午前10時39分